

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿

総務事務次官

政治資金規正法の一部を改正する法律の公布について（通知）

第 213 回国会において成立した政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号。以下「改正法」という。）は、令和 6 年 6 月 26 日に公布され、下記第 11 に掲げる日から施行又は適用することとされました。

今回の政治資金規正法の一部改正は、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入、国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の政治資金の透明性の確保のための措置の導入、個人寄附者等の個人情報の保護等の措置を講ずるとともに、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）においても所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、今回の改正法の施行に伴い、政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）及び政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）並びに政党助成法施行令（平成 6 年政令第 371 号）及び政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）についても、今後所要の改正を行うこととしており、これらに係る留意事項については、別途通知する予定です。

記

第1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等に関する事項

1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならないこととされたこと（改正法による改正後の政治資金規正法（以下「新規正法」という。）第19条の12の2関係）。

(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の12の3関係）。

① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

② 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の14の2第1項関係）。

(4) 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の14の2第2項関係）。

(5) 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならないこととされ、この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処することとされたこと（新規正法第19条の14の2第4項及び第25条第5項関係）。

2 監督義務違反に対する罰則の強化

(1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者（(2)の行為により確認をすることができなかった者を除く。）は、50万円以下の罰金に処することとされたこと（新規正法第25条第3項関係）。

(2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処することとされたこと（新規正法第25条第4項関係）。

- 3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例
国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第 199 条の 2 から第 199 条の 5 まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされたこと（新規正法第 19 条の 16 の 2 関係）。

第 2 政治資金監査の強化に関する事項

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされたこと（新規正法第 19 条の 8 の 2 関係）。

2 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

- (1) 政策研究団体（第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる団体）を「国会議員関係政治団体」とすることとされたこと（新規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号関係）。
- (2) 政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととされたこと（新規正法第 6 条第 1 項関係）。

3 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の 12 月 31 日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされたこと（新規正法第 19 条の 11 の 2 第 1 項関係）。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこととされたこと（新規正法第 19 条の 11 の 2 第 2 項関係）。

4 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加することとされたこと（新規正法第 19 条の 13 第 2 項第 5 号関係）。

第3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進に関する事項

1 収支報告書等のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出を義務付けることとされたこと（新規正法第19条の15関係）。

2 収支報告書等のインターネット利用による公表

(1) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされたこと（新規正法第20条第1項及び第2項関係）。

(2) (1)に伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとされたこと（改正法による改正前の政治資金規正法（以下「旧規正法」という。）第20条第1項及び第2項関係）。

第4 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げに関する事項

収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額を、現行の「20万円超」から「5万円超」に引き下げることとされたこと（新規正法第12条第1項第1号ト及びチ関係）。

第5 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限に関する事項

(1) 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができないこととされたこと。

(2) 政治資金パーティーを開催する者は、口座振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができないこととされたこと。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等については、口座への振込み以外の方法によってすることができることとされ、この場合において、口座への振込み以外の方法によって当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れるものとされたこと（新規正法第22条の8の2関係）。

第6 いわゆる政策活動費の使途公開に関する事項

(1) 政党に所属している国会議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（経常経費の支出を除く。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならないこととされたこと（新規正法第13条の2第1項関係）。

(2) (1)による通知を受けた政党の会計責任者は、収支報告書の記載をするときは、当該通知に係る(1)の政党からの支出について、(1)により通知された事項を併せて記載しなければならないこととされたこと（新規正法第13条の2第2項関係）。

第7 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止に関する事項

政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、これを禁止することとされたこと（旧規正法第 21 条の 2 第 2 項関係）。

第 8 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保に関する事項

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用することとされたこと（新規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項関係）。

① 同一の国会議員関係政治団体（②の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である 2 以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）

② 同一の第 2 の 2 の(1)の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

(2) 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならないこととされたこと（新規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項関係）。

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において(1)の寄附の金額が 1,000 万円以上となったときは、当該金額が 1,000 万円に達することとなった寄附に係る(2)の通知を受けた日から 7 日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととされ、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされたこと（新規正法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 2 項関係）。

第 9 個人寄附者等の個人情報保護に関する事項

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であつて、個人であるもの）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って行うものとされたこと（新規正法第 20 条第 3 項関係）。

第 10 政党助成法における規定の整備に関する事項

政治資金規正法における収支報告書等のインターネット利用による公表及び写しの交付の規定に合わせ、以下のとおり規定の整備を行うこととされたこと。

1 使途等報告書等のインターネット利用による公表

(1) 総務大臣は、使途等報告書・監査意見書・監査報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされたこと（改正法による改正後の政党助成法（以下「新助成法」という。）第 31 条第 1 項関係）。

- (2) (1)に伴い、官報による使途等報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとされたこと（改正法による改正前の政党助成法第31条第1項及び第2項関係）。

2 使途等報告書等の写しの交付

- (1) 何人も、使途等報告書等が公表された日から5年間、使途等報告書等の写しの交付を請求することができることとされたこと（新助成法第32条第4項関係）。
- (2) (1)により総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととされたこと（新助成法第32条第6項関係）。なお、都道府県の選挙管理委員会に対する写しの交付の請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条の規定により、各都道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができること。

第11 施行期日等に関する事項

1 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行することとされたこと。ただし、(1)から(3)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとされたこと（改正法附則第1条関係）。

- (1) 第2の2の規定 令和7年10月1日
- (2) 第3の1の規定、第4の規定及び第9の規定 令和9年1月1日
- (3) 3から5まで及び6の(1)から(3)までの規定 公布の日

2 経過措置

- (1) 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間（以下「届出期間」という。）における第2の2の国会議員関係政治団体に係る設立届及び異動届については令和7年12月31日までに提出しなければならないこととされ、届出期間における第2の2の国会議員関係政治団体については、届出に関する規定を除き、国会議員関係政治団体に関する規定は適用しないこととされたこと（改正法附則第2条第1項及び第2項関係）。
- (2) 第1の1(3)から(5)までの規定、第2の3及び4の規定並びに第6の規定は、施行日の属する年以後の年に係る定期公表分の収支報告書及び施行日から起算して1年が経過した日以後に提出すべき事由が生じた場合における解散分の収支報告書（以下「新法適用報告書」という。）の記載、提出及び保存について適用することとされたこと（改正法附則第3条第1項関係）。
- (3) 第4の規定は、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものについて適用することとされたこと（改正法附則第3条第2項関係）。
- (4) 第1の3の規定は、新法適用報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであった収入の金額と当該報告書に記載されている収入の金額との差額又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫

に納付する場合におけるその納付による国庫への寄附について適用することとされたこと（改正法附則第4条関係）。

- (5) 第3の2（確認書に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に行われる収支報告書の公表について適用することとされたこと（改正法附則第5条第1項関係）。
- (6) 第9の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定は、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書の記載内容と同一であるものが併せて提出されたときは、当該書面を公表することとされたこと（改正法附則第5条第3項及び第4項関係）。
- (7) 第7で禁止される政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、その施行の日から起算して1年間は、なお従前の例によることとされたこと（改正法附則第6条関係）。
- (8) 第5の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で施行日以後にされるものについて適用することとされたこと（改正法附則第7条関係）。
- (9) 第10の1の規定は、施行日以後に行われる使途等報告書等の公表について適用することとされたこと（改正法附則第10条関係）。

3 政党交付金の交付停止等の制度の創設

政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、交付すべき政党交付金のうち起訴された国会議員に係る議員数割の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該国会議員が刑に処せられたときはその交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第13条関係）。

4 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容

政策活動費の支出について、各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から10年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとされたこと（改正法附則第14条関係）。

5 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置

政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこ

と（改正法附則第 15 条関係）。

6 検討

- (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制

外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 1 項関係）。

- (2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（(3)において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 2 項関係）。

- (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外

公職の候補者が選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 3 項関係）。

- (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

(1)から(3)までのほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後 3 年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 4 項関係）。